

農業委員会の必須業務である、農地等の利用の最適化を推進することにより、優良農地の確保と農地利用の効率化及び高度化が促進され、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を図りながら地域活動を積極的に進める。

農業委員会等に関する法律に基づき市町村ごとに設置される行政委員会として、農地法などの権限に属された農地の権利移動や農地転用許認可事務の適正な執行、農地等の利用の最適化を推進するため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を進め地域農業の振興を図る。

① 総合計画基本構想	・活気と魅力あふれる元気なまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	
③ 個別計画	

	重点施策	重点事業
I		

[illegible]

重点事業②	遊休農地の利用状況確認及び 利用意向調査事業				総合計画 重点施策				-			
取組の内容	遊休農地の発生防止・解消に向けた農地の利用状況調査を年1回実施し、遊休農地の所有者には利用意向調査を行い、今後の利用意向を確認するとともに、農地中間管理機構への貸し付けを促す。 ・利用状況調査 8月～11月 ・利用意向調査 12月～2月											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用状況調査					← 利用状況調査 →							
利用意向調査									← 利用意向調査 →			

[illegible]